

農整第 350-2 号
建技第 585 号
平成 31 年 3 月 12 日

各 部 局 長
企 業 局 長
が ん セ ン タ ー 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長

} 様

経 済 産 業 部 長
交 通 基 盤 部 長

静岡県低入札価格調査制度及び静岡県最低制限価格制度の消費税
及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて（通知）

このことについて、平成 31 年度中に消費税率が変更（平成 31 年 10 月 1 日施行）されることに伴い、平成 31 年 4 月 1 日以後に契約を締結する工事等であって、平成 31 年 10 月 1 日以後に引き渡しがなされるものについては、下記のとおり措置を講ずることとしたので通知する。

記

1 対象となる実施要領・同運用

- (1) 静岡県低入札価格調査制度実施要領
(平成 31 年 3 月 12 日付け農整第 350 号、建技第 584 号)
- (2) 静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用
(平成 31 年 3 月 12 日付け農整第 350 号、建技第 584 号)
- (3) 静岡県最低制限価格制度実施要領
(平成 31 年 3 月 12 日付け農整第 350 号、建技第 584 号)
- (4) 静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領
(平成 31 年 3 月 12 日付け農整第 350 号、建技第 584 号)
- (5) 静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領の運用
(平成 31 年 3 月 5 日付け建技第 556 号)
- (6) 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領
(平成 29 年 4 月 27 日付け財営第 16 号、森保第 919 号、建技第 64 号)
- (7) 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領の運用
(平成 31 年 3 月 5 日付け建技第 556 号)
- (8) 静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領
(平成 31 年 3 月 12 日付け農整第 350 号、建技第 584 号)
- (9) 静岡県小規模修繕等業務委託（単価契約）に係る最低制限価格制度実施要領
(平成 31 年 3 月 12 日付け農整第 350 号、建技第 584 号)

2 措置内容

「1 対象となる実施要領・同運用」の規定において、消費税及び地方消費税に係る「108分の100を乗じて」または「100分の108を乗じて」とあるのを、「予定価格算出の際の消費税及び地方消費税を考慮して」と読み替えるものとする。